

長野県競技力向上対策本部 スポーツ選手雇用に向けた企業の情報収集等業務委託 公募型プロポーザル実施公告

公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年7月25日

長野県競技力向上対策本部長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県競技力向上対策本部 スポーツ選手雇用に向けた企業の情報収集等業務

(2) 業務の目的

信州やまなみ国スポでの天皇杯・皇后杯獲得と大会終了後も持続・定着できる競技スポーツの振興を目指し、企業の情報収集に加え、選手と企業を結び付けることによりアスリートが競技に打ち込める環境を整備する。

(3) 業務内容

- ① 選手の就職先の候補となる企業の情報収集
- ② 企業の雇用条件の整理及び分析等

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）の委託業務の内容は現時点での予定であり、業者選定後、打ち合わせの中で変更する可能性があります。契約後の変更については、その都度協議します。

(5) 業務の実施場所 国内全域

(6) 履行期間 契約の日から令和6年3月31日まで

(7) 費用の上限 3,300,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を滞納していないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

(6) 長野県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第1号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第1号付表による。

(3) 問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県競技力向上対策本部
(長野県教育委員会事務局スポーツ課内)
電話 026-235-7347
ファックス 026-235-7476
メール kyogi@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和5年7月31日(月)

② 提出先 (3)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

なお、持参の場合の提出時間は午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日※は除く。)とします。

※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

郵送の場合は提出期限までに長野県競技力向上対策本部に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で(3)の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類総括書等に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(3)①)の3日前までに、書面により長野県競技力向上対策本部長から通知します。

② ①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県競技力向上対策本部長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 (3)に同じ。

イ 受付時間 ②の期間中の午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(7) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会等は実施しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付期限 令和5年8月4日(金) 午後5時まで
- (2) 受付場所 3(3)に同じ。
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第2号)をFAX又はメールにより提出してください。
- (5) 回答方法 令和5年8月4日(金)までにホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/sports-ka/naganokenkyougiryokukoujoutaisakuhonbu/home.html>)で公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書の作成様式
様式第3号による。
- ② 企画書の作成様式
様式第3号付表による。
- ③ 企画書記載上の留意事項

ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

イ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(3)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第2号)をFAX又はメール等により提出してください。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメールにより回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年8月9日(水)
- ② 提出先 3(3)に同じ。
- ③ 提出部数 7部

④ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、持参の場合の提出時間は午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）とします。

郵送の場合は提出期限までに長野県競技力向上対策本部に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（3）の担当者に
確認してください。

(4) 企画提案の評価

企画提案は、次の基準に基づいて評価します。

評価項目		配点	評価内容
事業実施体制		10	○組織・人員等、事業実施が可能な体制を有しており、事業の進行管理を適切に行うことが見込めるか ○長野県競技力向上対策本部事務局及び関係機関との連絡調整等を適切に行える体制となっているか
業務の内容	業務理解度	20	○提案内容の全体像が事業目的及び仕様書の内容を満たした提案となっているか ○業務目的を理解した上で、企画が提案されているか
	業務プロセス	10	○全体の計画に具体性があり、確実な実施が可能であるか ○業務の目的達成に向けて、ストーリー（事業計画）が設計されているか
	企業の情報収集	20	○情報の収集手順及び概ねの情報量が示されているか ○独自の情報収集ルートを保有しているか
	企業の雇用条件の整理及び分析等	20	○実施のための手順が示されているか ○具体的で的確な手法がとられているか
経済性		20	○事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、予算の範囲内であるか
合計		100	

(5) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合には選定しません。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類により評価を行います。なお、参加申込者には出席を求めません。

③ プレゼンテーションは実施しません。

(6) 選定者及び非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、そ

の旨を見積業者選定通知書により長野県競技力向上対策本部長から通知します。

- ② ①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県競技力向上対策本部長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書をホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/sports-ka/naganokenkyougiryokokuujoutaisakuhonbu/home.html>）に掲載するとともに、長野県競技力向上対策本部において閲覧に供します。

（7）非選定理由に関する事項

- ① （6）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県競技力向上対策本部長に対して、非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（3）に同じ。
イ 受付時間 ①の期間中の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- （1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第4号）により長野県競技力向上対策本部長に対して提出するものとします。
- （2）見積書が、（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- （3）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- （4）見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/sports-ka/naganokenkyougiriyokukoujoutaisakuhonbu/home.html>）に掲載するとともに、長野県競技力向上対策本部において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県競技力向上対策本部 (長野県教育委員会事務局スポーツ課内) 電話 026-235-7347 ファックス 026-235-7476 メール kyogi@pref.nagano.lg.jp
--

(3) 必要に応じて、参加申込に関する照会を行う場合があります。